

中間試案

競 漕 細 則

第1条（大会種別－規則第5条関係）

公益社団法人日本ボート協会（以下、「当協会」という。）の主催または主管の大会とその競漕距離は、次のとおりとする。

1 主催大会

(1) 国内大会

- ① 全日本選手権（2,000m）
- ② 全日本軽量級選手権（2,000m）
- ③ 全日本大学選手権（2,000m）
- ④ 全日本社会人選手権（2,000m、1,000m）
- ⑤ 全日本高等学校選抜選手権（2,000m）
- ⑥ 全日本ジュニア選手権（2,000m）
- ⑦ 全日本新人選手権（2,000m）
- ⑧ 全日本中学選手権（1,000m）
- ⑨ 全日本マスターズ選手権（1,000m）
- ⑩ 全国マシンローイング大会
- ⑪ オックスフォード盾レガッタ（2,000m）
- ⑫ お台場レガッタ（約300m）

(2) 国際大会

ジャパンカップ国際レガッタ（2,000m）

2 主管大会

(1) 国内大会

- ① 国民体育大会ボート競技（1,000m）
- ② 全日本高等学校選手権（1,000m）

(2) 国際大会

- ① 2019FISA 世界ジュニア・ボート選手権（2,000m）
- ② 2020 東京オリンピック、パラリンピック各ボート競技（2,000m）
- ③ その他

第2条（用具規格－規則第14条関係）

- 1 漕手の足を保持するシューズまたは他の用具が艇に残っている場合、シューズまたは他の用具はかかとが水平の高さになったら足がシューズから外れるよう、

片方ずつ独立して固定されるようにすべきである。

- 2 靴ひも、マジックテープまたは同等の素材の場合、漕手がシューズまたは他の用具から足を引き抜く前に開放され、漕手が容易に手が届くひもを片手で引く一回の動作で直ちに解放されることが求められる。
- 3 足を保持しているシューズや他の様式の用具が艇から脱着可能である場合、これらは漕手が両手を使わずに、容易に手が届くひもや解除装置を片手で簡単な一回の動作で解放されるようにすべきである。
- 4 パラローイング種目においては、国際ボート連盟（以下、「FISA」という。）が定めるルールに従う。

第3条（艇最小重量－規則第15条関係）

艇の最小重量に含まれるものと含まれないものの区分は、以下のとおりとする。

(1) 艇の最小重量に含まれるもの

- ① シート・リガー・クラッチ・ストレッチャー・シューズ等の通常装備
- ② シートパッド（下面全体がシートに固着していること）
- ③ 艇にしっかり固定されている艇内マイク用スピーカーとその配線ケーブル。
- ④ 第68条記載の「許可データ」（タイム、ストローク・レート、加速度、心拍数）を提供する装置とその配線類のうち、艇にしっかり固定されているもの
- ⑤ 艇にしっかり固定されたボトルホルダー

(2) 艇の最小重量に含まれないもの

- ① オール
- ② バウナンバー
- ③ コックスボックス（アンプ）
- ④ その他、艇を漕ぐのに必須ではなく、艇に固定されていないもの（例：艇内に貯留した水、工具、布、スポンジ、時計、飲料ボトル等）

(3) パラローイング種目においては、FISAの定めるルールに従う。

第4条（艇の計測等－規則第15条関係）

1 重量計および計量場所

- (1) 艇計量に使用する重量計は、公的な検査機関が検定し、認証を受けたもので、

その数値は0.1kg単位を表示するものとする。

- (2) 重量計は、競漕会開始時前日から競漕会最終日まで毎朝、施設水路委員または監視員が標準重量を用いて検定し、その正確性を確認するものとする。
- (3) 重量計は、頑丈で凹凸のない水平な床または台の上に置き、風の影響を避けるため、建屋またはテントの中に設置しなければならない。
- (4) 計量場所は艇を上げる栈橋から容易に出入りでき、途中で障害物がないことを要する。

2 事前計量の許容

希望するクルーは、大会前日（終日）および大会期間中（レース実施時間外）に、艇の事前計量をすることができる。ただし、重量計の正確さ以外、事前計量はすべてクルーの責任で実施しなければならない。

3 艇計量対象クルーの選定

- (1) 審判長は、各種目のレース開始前に計量する艇を無作為抽出により選定し、書面により主審もしくは監視員に指示しなければならない。
- (2) 審判長は、規定の艇重量を下回っている疑いがある場合は当該クルーを艇計量対象とすることができる。この場合、艇計量対象クルーは4の告知まで部外秘とし、対象クルーに関する無線による交信を禁じる。

4 クルーへの告知

- (1) レース終了後、あらかじめ選定されたクルーが栈橋に戻り艇を水から挙げた直後に、監視員は当該クルーに対して、艇計量を指示する。
- (2) 艇計量を告知されたクルーは、監視員もしくはエスコートスタッフの誘導に従って、途中、他所に立ち寄ることなく、艇計量場所に直行しなければならない。その途中で、クルーもしくは所属団体の関係者が、その方法のいかんを問わず、水を艇内に入れる等の重量増加のための不正行為をした場合、当該艇を艇重量不足とする。
- (3) コースの物理的・構造的な制約上、上記の告知・誘導プロセスを取れない場合は、審判長は不正を防げる合理的で簡便な代替法を採用できる。この場合、大会前日の代表者会議において、審判長はその方法をクルー代表者に説明しなければならない。

5 計量時の対応

前条に規定する艇重量に含まれる装備品以外のもの（艇内に貯留した水、工具、布、スポンジ、ボトル等）は、艇計量時に取り除かなければならない。ただし、

艇外表面に自然に付着した水をふき取る必要はない。

6 艇重量不足時の対応

計量により、艇重量不足が生じた場合、次の手順により処理するものとする。

- (1) 1回目の計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者及び担当監視員の署名を受ける。
- (2) クルー代表者立会いの下、重量計を所定の標準重量を用いて検定し、クルー代表者及び担当監視員の署名を受ける。
- (3) 2回目の計量を行い、規定の重量を満たした場合には、計量合格とするが、規定の重量を再度下回る場合には、計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者及び担当監視員の署名を受け、審判長に提出する。

第5条（舵手体重—規則第30条関係）

- 1 同一種目に対する舵手計量は1日に1回限りである。レースが遅延した場合の舵手計量の取扱いは以下のとおりとする。
 - (1) レースの遅延が発艇時刻の2時間以上前に決定し、当該レースの舵手計量がまったく行われていない場合は、遅延したレースの新発艇時刻の2時間前から1時間前までに舵手計量を行う。
 - (2) レースの遅延が発艇時刻の2時間前を過ぎてから決定した場合は、遅延が決定したレースの新発艇時刻に拘わらず、当初の発艇時刻の2時間前から1時間前までに舵手計量を行う。
- 2 実際のレース時の服装には、腕時計、シューズ及び過剰なアクセサリーを含めない。
- 3 デッドウェイトは、付加重量分の小石や砂利を丈夫な布袋に入れて厳封したものを、アスリート計量担当監視員が準備して、当該舵手に貸し出す。舵手は、当日出漕するすべてのレース終了後に、借りたデッドウェイトを返却する。
- 4 大会期間中の舵手計量実施時間内に、希望する舵手が予備的に計量することができるように、アスリート計量所に近接した場所に予備計量用の体重計を設置しなければならない。公式計量に使用する体重計と予備計量用の体重計で同一人物が連続して計測した場合に、計測結果が一致するよう、監視員は体重計の精度を適宜確認しなければならない。体重計の正確さ以外、予備計量はすべて舵手の責任で行う。

第6条（軽量級漕手—規則第31条関係）

- 1 同一種目に対する軽量級漕手計量は1日に1回限りである。レースが遅延した場合の漕手計量の取扱いは以下の通りとする。
 - (1) レースの遅延が発艇時刻の2時間以上前に決定し、当該レースの漕手計量がまったく行われていない場合は、遅延したレースの新発艇時刻の2時間前から1時間前までに漕手計量を行う。
 - (2) レースの遅延が発艇時刻の2時間前を過ぎてから決定した場合は、遅延が決定したレースの新発艇時刻に拘わらず、当初の発艇時刻の2時間前から1時間前までに漕手計量を行う。
- 2 もし同一種目において2ラウンドが同一日に実施され、2番目のラウンドに出漕するが最初のラウンドには出漕する必要のない漕手がいた場合、その漕手は最初のラウンドの漕手と同時に計量を受けなければならない。
- 3 実際のレース時の服装には、腕時計、シューズ及び過剰または過大なアクセサリを含めない。
- 4 大会期間中の漕手計量実施時間内に、希望する漕手が予備的に計量することができるように、アスリート計量所に近接した場所に、予備計量用の体重計を設置しなければならない。公式計量に使用する体重計と予備計量用の体重計で同一人物が連続して計測した場合に、計測結果が一致するよう、アスリート計量担当監視員は体重計の精度を適宜確認しなければならない。

体重計の正確さ以外、予備計量はすべて漕手の責任で行う。

第7条（ユニフォーム等の統一—規則第35条関係）

- 1 クルーが、ユニフォーム以外に身につける次の衣服類も、統一されていなければならない。
 - (1) 頭にかぶる（帽子）あるいは頭の全周を取り巻く（鉢巻）もの。ただし、これらをクルー内で着用するアスリートと着用しないアスリートがいてもよいし、着用している帽子や鉢巻の方向はクルー内で統一していなくてもよい。
 - (2) ユニフォームの下の上半身または下半身に着用するもの（アンダーウェア、タイツ等）。ただし、ユニフォームによって隠れる部分についてはクルー内統一を問わない。
 - (3) 靴下およびショーツより下方にはいているレッグカヴァリング（例：レギン

ス、プレッシャー・ストッキング)

- 2 一つのクルーのユニフォーム等は統一されなければならないが、その所属団体内の複数のクルー間では必ずしも統一する必要はない。
- 3 混成クルーが認められた大会では、クルー内で異なる所属団体のアスリートが異なるユニフォーム等を着用してもよい。
- 4 ユニフォーム等のクルー内統一は、レース (two minutes からフィニッシュ [finish] まで)、表彰式 (種目ごとにその決勝レース終了後に行う場合)、各種広報メディアの公式インタビュー・公式撮影時、に適用する。
- 5 同じ色であるが、その彩度や明度が異なるために外観上異なって見える (いわゆる“色褪せ”)ユニフォーム等を着用する場合は、クルーはエントリーの際に、色褪せたユニフォーム等を着用せざるを得ない理由と、そのユニフォーム等を着用したクルー全員のカラー写真を添えて、競漕委員会に届け出て許可を得なければならない。

競漕委員会の許可のない“色褪せ”ユニフォーム等については、監視員がその是非を判断する。

- 6 ユニフォーム等のクルー内統一の対象としないもの(「パーソナルアイテム」と総称する)は、次のとおりである。
 - (1) 眼鏡、サングラス。ただし眼鏡やサングラス上に何らかの“表示”がある場合は、表示に対する規制の対象となる。
 - (2) グローブ、腕時計
 - (3) 髪を束ねるあるいは髪形を整えるための種々の小物類 (ヘアバンド、カチューシャ等)
 - (4) 地毛あるいはヘアダイによる髪の色
 - (5) アクセサリー (イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、指輪等)
 - (6) 人工的染料の皮膚への塗布・貼付 (化粧、マニキュア、ペインティング、タトゥー等)
 - (7) 医療上の理由で身に着けているもの (ギブス、義手・義足、サポーター、コルセット、包帯、絆創膏等)
 - (8) 宗教上の理由で常時着用するもの (イスラム教のヒジャブ等)
 - (9) パラローイング種目におけるストラップ、パッド等

第8条（表示の具体的規制－規則第37条関係）

1 艇に表示することが許される文字、マーク、ロゴは、次のとおりとする。

(1) 艇の製造者の表示

- ① 製造票（Production plaque）：艇の内部のいずれかの場所に、50 cm²以内で1か所のみ表示することができる。なお、製造票には、製造者の名前、住所、マークまたはロゴ、製造年月日、使用に適するクルーの平均体重、製造あるいは出荷時のボートの重量を記入できる。
- ② 艇首から50cm以内のデッキ両サイド外側面に、それぞれ80 cm²以内で、マークまたはロゴのみ（文字は不可）の表示ができる。
- ③ 艇のコクピット（漕手・舵手が乗る場所）のガンネル両サイド外側面で、JARA スポンサーの専有部分以外の部分に、片側1か所ずつ100 cm²以内の表示ができる。
- ④ 左右それぞれのリガーには、16 cm²以内の製造者の表示（文字、マーク、ロゴ）を1か所のみできるものとする。
- ⑤ フィンのそれぞれの面には、16 cm²以内の製造者の表示（文字、マーク、ロゴ）を1か所のみできるものとする。
- ⑥ スウィーベル（ローラック）には、片面に8 cm²以内または両面に16 cm²以内の製造者の表示（文字、マーク、ロゴ）が1か所のみできるものとする。
- ⑦ シートの上面には、16 cm²内の製造者の表示（文字、マーク、ロゴ）が1か所のみできるものとする。

(2) JARA 主催大会のスポンサーの表示

- ① 1x、2x、2-、2+：コクピットの両サイド外側面の最初の60cm以内に80 cm²以内の表示ができる。
- ② 4x、4-、4+、8+：コクピットの両サイド外側面の最初の80cm以内に80平方cm以内の表示ができる。
- ③ 上記①、②のスペースはJARA スポンサーの占有部分とし、他の一切の表示は許されない。

(3) 艇の名前（艇名）または加盟協会あるいは所属団体のスポンサーの表示（名前、マーク、ロゴ）

- ① コクピットの両サイド外側面に、以下②と③を表示できるものとする。
- ② 艇名は上記（1）③の製造者の表示の後ろに単独で表示できる。それ以外の艇名は③のスポンサーと同様に表示できる。

③ 加盟協会または所属団体のスポンサーの名前またはロゴを以下のように表示できる。

- 1) 1x : 片側 1 か所のみ (800 cm²以内)。
- 2) 2x、2-、2+ : 片側 2 か所 (1 か所 600 cm²以内)。
- 3) 4-、4+、4x、4x+ : 片側 4 か所 (1 か所 600 cm²以内)。
- 4) 8+ : 片側 8 か所 (1 か所 600 cm²以内)。
- 5) 艇種を問わず、前後のデッキ上に 800 cm²以内の表示を 1 か所にできる。
- 6) 上記 1)~5) の同じ艇の異なる表示エリアに複数の異なるスポンサーの表示があっても差し支えない。
- 7) 上記 1)~6) の 1 つの表示エリア内に複数のスポンサーの表示を併せても構わない。

2 オールに表示することが許される文字、マーク、ロゴは、次のとおりとする。

(1) ブレードカラー (色・デザイン・マーク・ロゴ) : 加盟協会または所属団体が当協会に登録したものを、ブレードの両面に表示すること (本協会に登録済の、所属団体のコーポレートマークの表示はできる。)

(2) アウトボード部 (ハンドル外側端~カラー内側端) には何らの表示もできない。

(3) インボード部 (カラー内側端~シャフトとブレードの境界) には次の範囲で表示ができる。

① スカルオール : 加盟協会または所属団体のスポンサーの表示を一か所 (72 cm²以内) および製造者の表示を一か所 (60 cm²以内)。

② スウィープオール : 加盟協会または所属団体のスポンサーの表示を一か所 (100 cm²以内) および製造者の表示を 60 cm²以内。

(4) オール上に、オールの持ち主あるいはオールを艇内で使用する場所に関する表示が許される。

3 レース時のアスリートの衣服に表示することが許される文字、マーク、ロゴは、次のとおりとする。

(1) クルーを構成する全アスリートのレース中の着衣 (ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ、タイツ、レギンス、ソックス) は同じデザイン、色、表示でなければならない。したがって、着衣上のすべての表示はクルー全員で同一の場所になされなくてはならない。

(2) シャツ (上下がつながっているローイングスーツの場合はウエストより上の

部分)

① 加盟協会あるいは所属団体の表示（名前、ロゴ）は以下の3か所に可能とする。

1) 前面に1か所（100 cm²以内）

2) 側面に縦書きで1か所ずつ（80 cm²以内）。両サイドの表示が同じアスリートで異なってよいが、クルー内では一致していなければならない。

② 加盟協会あるいは団体のスポンサーの表示（名前、ロゴ）は、前面に1か所（100 cm²以内）のみにできる。

③ 製造者の表示（名前、ロゴ）は、前面に1か所（30 cm²以内）のみできる。

④ プロダクト・テクノロジーの表示（名前、ロゴ）は、前面に1か所（30 cm²以内）のみできる。

(3) ショーツ（ローイングスーツの場合はウエストより下の部分）

① 加盟協会あるいは団体のスポンサーの表示（名前、ロゴ）は、両脚前面に各1か所（50 cm²以内）ずつできる。

② 製造者の表示（名前、ロゴ）は、前面に1か所（30 cm²以内）のみできる。

③ プロダクト・テクノロジーの表示（名前、ロゴ）は、前面に1か所（30 cm²以内）のみできる。

(4) 頭部をおおう着衣（帽子、ヘアバンド、鉢巻きなど）

① 同じクルー内の2人以上のアスリートが帽子をかぶる場合、その帽子の色、デザインは同じであること。それが満たされていれば、製造者はアスリートごとに異なってよい。

② 加盟協会あるいは所属団体のスポンサーの表示（名前、ロゴ）は2か所（各50 cm²以内）まで可能である。このスポンサーが当該アスリート個人のスポンサーであるならば、同じクルーのアスリート間で表示が異なってよい。

③ 製造者の表示（名前、ロゴ）は、1か所（10 cm²以内）のみできる。

(5) ソックスおよびレッグ・カバーリングス（タイツ、レギンス）

① この条項は、ソックスおよびショーツの下に見える部分の下肢を被うあらゆる着衣（タイツ、レギンス）に適用する。

② ソックスとレッグ・カバーリングスのデザイン、色、長さ、表示の位置は、クルー内で同じであること。それが満たされていれば、製造者はクルーメンバーごとに異なってもよい。

③ 加盟協会あるいは所属団体のスポンサーの表示（名前、ロゴ）は、片足につ

き1か所（各 50 cm²以内）のみできる。スポンサーの表示は同じアスリートの両脚で異なってもよい。

④ 製造者の表示（名前、ロゴ）は、片足につき1か所（10 cm²以内）のみできる。

(6) シューズ

① 左右の各シューズ上に、製造者の表示を1か所（10 cm²以内）のみできる。

② 各シューズのクイック・リリースのためのストラップ上に、製造者の表示（名前、ロゴ）が1か所（10 cm²以内）のみできる。

(7) サングラス等眼を被うもの

① サングラス等眼をおおうものはパーソナルアイテムとして扱うので、クルーメンバーごとに異なってもよい。

② 製造者の表示：

1) 左右両方の弦の上に、それぞれ3 cm²以内の表示を1か所のみできる。

2) 左右いずれかの弦の上に6 cm²以内の表示を1か所のみできる。

第9条（監視員の任務－規則第39条関係）

1 ポンツーン担当監視員

出入艇ポンツーンに位置し、出漕するクルーが定められた規定を遵守しているか否かを監視するため、次の事項について点検を行う。また、レース後のドーピングテストを受けるよう選ばれたアスリートの識別の補助も行うこととする。

(1) クルーの構成

クルーのメンバー構成が、公式エントリーされたメンバーや競漕規則に基づいて承認されたエントリー後の変更メンバーと同じであることを確実に確認する。

(2) デッドウェイト

デッドウェイトの携行を義務付けられ舵手が、出艇および帰艇時に定められた重量のデッドウェイトを携行しているかどうか。

(3) 艇

バウボール、正しいバウナンバー、当協会公認の装置（例：GPS、放送用小型カメラ・マイク）の装着および大会スポンサー・製造者・スポンサーの表示が規定通りであるかどうか。

(4) オール

ブレードの厚みが規定通りであるかどうか、製造者・スポンサーの表示が規定通りであるかどうか及びブレードカラー・デザインのクルー内統一。

(5) 着衣

ユニフォーム等への製造者・スポンサーの表示が規定どおりであるかどうか及びユニフォーム等のクルー内統一。大会要項で特に定める場合は、クルー全員のユニフォームに所属団体の名称や代表している都道府県の名称があるかどうか。

(6) パラローイング種目

パラローイング種目においては、FISA が定めるルールに従う。

2 アスリート計量担当監視員

競漕規則及び本細則に定められた手続きに基づくアスリート計量を実施するとともに、予備計量に使用する計量器の正確性を随時点検する。

3 艇計量担当監視員

競漕規則及び本細則に定められた手続きに基づく艇計量を実施するとともに、公式艇計量及び事前計量に使用する計量器の正確性をレース前日、およびレース日ごとに毎朝点検する。事前計量はクルーの責任で実施するので、監視員が立ち会う必要はないが、計量器の正確性と計量場の適確性の確認は監視員の責任である。

第 10 条（トラフィックルール規則第 40 条関係）

1 出入艇ポンツーンでは、水上に出ていく艇が接岸するポンツーンと水上から戻って来る艇が接岸するポンツーンを区別する。出入艇ポンツーンが 1 本の場合は、ポンツーンの両サイドをそれぞれ出艇用と帰艇用に区別する。

2 レース中、競漕レーンに近接する回漕レーンを航行する回漕クルーはレースの 100m 手前からレースが通過するまで停止していなければならない（回漕中の停止義務）。回漕中に本項に違反したクルーには、イエローカードが与えられる。

本項を適用するかどうか（回漕中の停止義務を課す必要があるかどうか）は、コースの特性を考慮して競漕委員会が決定し、代表者会議で告知する。

3 回漕中の艇は、他のレースのクルーがフィニッシュラインを通過するのと同時に、その方向を問わず、決勝線（の回漕レーンへの延長線）を横切ってはならな

い。また、レースに参加していないときは、どの方向であっても競漕レーンに侵入してはならない。本項に違反したクルーにはイエローカードが与えられる。

ただし、やむを得ない事由で、ウォームアップまたはクールダウンに競漕レーンを使用することを競漕委員会が認めている場合、本項は適用されない。

- 4 トラフィックルールでは、競漕レーンと回漕レーンとの間に緩衝レーンを確保するものとし、明示しなければならない。緩衝レーンを確保できない場合、連結された水上ラインで競漕レーンと回漕レーンを識別出来る様にしなければならない。
- 5 レースに出漕する艇を除いて、レースセッション中に水上でのトレーニングは認められない。レース用のトラフィックルールはウォームアップエリアとクールダウンエリアにも適用される。ウォームアップエリアおよびクールダウンエリアにおいて、センターブイラインの周りを艇が周回する場合は、「反時計回り」を原則とする。本項に違反したクルーにはイエローカードを与える。
- 6 ビクトリー・セレモニー用トラフィックルールは、レース後、ビクトリー・セレモニーに向かう艇の誘導径路のみを示したものであり、その他のコース上の航行はレース用トラフィックルールが適用される。

第 11 条（スタート手順－規則第 45 条関係）

1 分読み

スターターは、発艇時刻の 5 分前から正確に 1 分ごとに、「Five minutes」、「Four minutes」、「Three minutes」、「Two minutes」と、スタートまでの残り時間をクルーに告げる。レースが遅れていて時間を取り戻したい時、スターターは分読みの間隔を 1 分より短くしてもよい（例：50 秒間隔等、おおむね 10 秒以内）。しかし、ある分読みコールをスキップすることは許されない。

艇揃い制御システムが使用されている場合、すべてのクルーがスタートフィンガーに着いた後、スターターは「Raising Start System」と発声してクルーに注意喚起し、その後、その装置を作動させ水面上に浮上させる。

2 Two minutes の意味等

発艇時刻の 2 分前にスターターが発する「Two minutes」は、クルーがスターターの指揮下に入ったことをクルーに示し、クルーに競漕の準備を指示するもので、悪天候その他の特別な状況では、「Two minutes」の発声の後、すべてのクルーが

スタートの準備が整っていることを確認した場合は、スターターは指定された発艇時間を待たずに発艇することができる。

3 ロールコール

ロールコールを始める前に、スターターは、主審および線審が準備できていることを確認する。艇首がスタートライン上に揃っており、クルーが競漕する準備ができている場合、スターターはレーン順にクルー名を点呼する(ロールコール)。

各クルーはロールコールが終わる時点で、艇が自己のレーンの中心でレーンに対して平行になり、かつクルー全体が漕ぎだせるようにしなければならない。これは完全にクルーの責任であり、スターターが艇の方向の再確認や修正を指示する必要はない。

4 パラローイング種目においては、FISA が定めるルールに従う。

第 12 条 (ゾーン審判法—規則第 61 条関係)

- 1 ゾーン審判の際、複数の主審を配置する地点(通常、2,000m レースで、スタートタワー [発艇塔] にいるアシスタント・スターターを含めて7か所)を審判長が指定する。
- 2 主審艇上でゾーン審判に当たる主審は、すべてのクルーが自己のレーン内を航行していることを確かめるために、レースが通り過ぎた後コースの中心に動いてもよい。その後で元の指定された地点に戻るものとする。
- 3 いずれかのクルーが他のクルーを妨害しそうだとも主審が判断した場合は、その地点からレースを追航してもよい。
- 4 最後のゾーンを担当する主審は、自己の責任ゾーンをレースが通過した後、レースを追航し、レース終了後、レース成立か否かの判定を下す。
- 5 パラローイング種目においては、FISA が定めるルールに従う。

第 13 条 (レースの完漕・成立・保留—規則第 62 条関係)

- 1 判定員は、フィニッシュラインを通過しないクルーがあったとき、「DNF (フィニッシュしなかった)」と記録する。フィニッシュラインを通過しなかったクルーはレッドカード(除外)を与えられ、その種目では再びレースをすることはなく、その種目の最下位となる。

- 2 決勝もしくは順位決定レースにおいて、レースの前に棄権やレースの途中で漕ぐのを停止しフィニッシュラインを通過しなかったクルーがあった場合、それぞれのクルーのレース結果として、「DNS（スタートしなかった）」または「DNF（フィニッシュしなかった）」と表示する。決勝もしくは順位決定レースでの DNS または DNF は、最下位付置となる。
- 3 パラローイング種目においては、FISA が定めるルールに従う。

第 14 条(判定員－規則第 63 条関係)

- 1 判定員は複数とし、そのうちの 1 人を主席判定員とする。
- 2 フィニッシュタワー（判定塔）では、判定員はフィニッシュラインの延長線上に沿って高さを違えて一直線に重なるように着席しなければならない。
ただし、フォトフィニッシュの場合、モニターを確認する主席判定員はこの限りではない。
- 3 判定員の任務遂行の手順は、以下の通りとする。
 - (1) 艇首がフィニッシュラインを通過する順番を判定する。
 - (2) 主審が白旗を掲げることによりレースが成立したことを示したことを確認し、その合図を認識したことを、白旗をあげるか白色灯を点灯することにより、主審に示す。
 - (3) 着順判定表及びスコアボードに記載されたすべての内容が正しいことをチェックする。
 - (4) 主席判定員が、着順判定表に署名する。
- 4 レース終了後、主審が赤旗を掲げた場合（レース保留）、着順判定作業は保留する。
その後、主審が必要な処置を行い、その内容と要請事項を判定員に伝えた後、白旗を掲げた場合は、着順判定作業を開始する。
レースが正常に終了せず、再レースとなった場合は、再レースの対象となったレースの着順判定表は作成しない。
- 5 パラローイング種目においては、FISA が定めるルールに従う。

第 15 条（判定方法－規則第 64 条関係）

- 1 可能な限り、フィニッシュライン上にタイミングシステムと連動したフォトフィニッシュ装置を備えることが推奨される。フォトフィニッシュの分解能が十分である場合は、フォトフィニッシュによる判定結果を公式とすべきである。
- 2 フォトフィニッシュを利用できない場合は、複数の判定員の目視によって着順判定を行う。
- 3 各艇のフィニッシュライン通過は、音による合図で示す。

第 16 条（同着－規則第 66 条関係）

同着の場合は、以下の手順が実行されなければならない。

- (1) 予選のレースで同着が起こり、同着となったクルーのいずれかが次のラウンドに進める場合、同着となったクルーだけで再レースを行う。

再レースは、同着レースと同じ日に行わねばならず、同着レース後 2 時間以上経過しなければならない。

- (2) 敗者復活戦、順々決勝、準決勝において同着が起こり、同着となったクルーのいずれかが次のラウンドに進める場合、同着クルーの直近のラウンドの着順が上位のクルーを次のラウンドに進める。

同着クルーの直近のラウンドの着順が同じであれば、再レースを行う。

再レースは、同着レースと同じ日に行わねばならず、同着レース後 2 時間以上経過しなければならない。

- (3) 決勝、順位決定戦で同着が起こった場合、競漕委員会は以下のいずれかを採用する。

- ① 同着となったクルーに同じランキングを与える。(例：金-銀-銀-4 位-5 位-6 位)

- ② 同着となったクルーで再レースを行う。

- (4) 同着に伴う再レースを棄権もしくは放棄したクルーがある場合は、他者が勝者となる。

第 17 条（立入禁止区域－規則第 70 条関係）

立入り禁止区域は、原則として、次の範囲とする。

- (1) スタートラインを中心線とし、前後各 50m 幅

(2) フィニッシュラインを中心線とし、前後各 20m 幅

第 18 条（許可データー規則第 72 条関係）

当協会は、同時中継及び当協会自身が必要とする情報収集目的、並びにボート競技のプレゼンテーションや宣伝用に供する情報収集機器を各艇に搭載する場合がある。

第 19 条（相互信頼等－規則第 79 条関係）

- 1 競漕委員会及び審判は、その職務遂行中、指示に従うことを拒否し、あるいは暴力的言動、侮辱的態度で規則違反をしたクルー、または所属団体並びに加盟協会に対し警告し、反省の色がみられないときは、次の処分を行う。
 - (1) 当該レースから除外（レッドカード）、または勝利の取消
 - (2) 重大な場合、当該クルー所属団体の全クルーの失格
 - (3) 当該大会の期間を越えてなお継続する失格処分を行う場合は、競漕委員会の報告に基づき当協会理事会において決定し、これを公示する。
- 2 すべての大会役員は当協会定款に規定されている職務規定・倫理規定に則って、真摯に大会運営に取り組まなければならない。大会役員がアスリート、所属団体、加盟協会、観客等に対して、高圧的態度、侮辱的態度、暴力的言動を取った場合、当協会の諸規定によって、厳格に処分される。

第 20 条（異議申立－規則第 81 条関係）

- 1 クルーはそのレースが正常に行われなかったと考えるときは、レース終了後ただちに、フィニッシュエリアにおいて、主審に対して異議を申し立てることができる。

主審は全艇フィニッシュライン通過後、白旗を上げる前に、クルーから異議申立てがないかどうかを注視しなければならない。
- 2 水上での異議申立ては、以下の順に進める。
 - (1) クルーの一員が片手を挙げて主審に呼びかける。
 - (2) 主審が当該クルーに近づく。
 - (3) 主審がクルーの異議の内容を聴取する。

異議の内容はレース中の出来事に関するものでなければならない。スタートエリアでのイエローカード、レッドカードその他のペナルティを与えられたクルーは、スターターまたは当該主審に対して異議を申し立てることができる。

- (4) 主審は異議に対する対応を決定し、その内容をレースに参加していた全クルーに伝える。
- (5) 主審はクルーの異議を却下した場合、レースが正常に行われたことを示すため、白旗を掲げる。
- (6) 主審はクルーの異議内容を認容した場合、レースが正常に行われなかったことを示すため、赤旗を掲げる。この際、主審は判定に出向き、前(4)に基づき、決定の内容を伝え必要な説明を行う。

判定員は主審の決定が告げられるまで、着順表を作成してはならない。

以 上